

心身故障職員への対応に関する要綱

(趣旨)

第1条 心身の故障又はその疑いがある職員のうち、職務の遂行に支障があり、又は堪えないもの（以下「心身故障職員」という。）に対する健康回復のために必要な措置については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(受診勧奨等)

第2条 所属長は、所属職員が心身故障職員に該当すると思料するときは、当該職員に医療機関又は相談機関（以下「医療機関等」という。）への受診を勧奨するものとする。

2 所属長は、前項の規定による勧奨をしたときは、医療機関等に受診し、又は第6条に規定する報告をするまで、適格性を欠く職員等の分限処分に関する取扱要綱（平成18年1月1日制定）第3条第1項に規定する勤務状況等記録により心身故障職員の状況を記録するものとする。

3 所属長は、第1項の規定による勧奨に心身故障職員が応じない場合は、産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医をいう。以下同じ。）の助言又は指導を受けるものとする。この場合において、産業医が心身故障職員との面談が必要と認めたときは、所属長は、当該職員に対し、産業医との面談を勧奨するものとする。

(面談)

第3条 産業医は、心身故障職員と面談した場合において、当該職員が医療機関等に受診する必要があると認めるときは、当該職員又はその家族に対し、医療機関等への受診を勧奨するものとする。

2 産業医は、前項の規定による面談を行うに当たり必要と認める場合は、精神科の医師等を同席させ、意見を求めることができる。

(所属長の命令等)

第4条 所属長は、第2条第3項の規定による勧奨に心身故障職員が応じない場合は、当該職員の状況を総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に報告するとともに、当該職員の家族に職場における当該職員の状況を報告し、当該家族とともに当該職員に医療機関等への受診を勧奨するものとする。

2 所属長は、前項の規定による勧奨に心身故障職員が応じない場合は、人事課長と相談の上、当該職員に対し産業医への面談を命令するものとする。

3 産業医は、心身故障職員が前項の規定による命令に従わないとき又は心身の故障について当該職員が自覚していない場合は、当該職員に対し医療機関

等への受診を勧奨するとともに、任命権者に対し当該職員が医療機関等へ受診するように命令することを勧告するものとする。

(任命権者の措置)

第5条 任命権者は、前条第3項の規定による勧告を受けた場合は、医療機関等への受診を命令する等の必要な措置を講ずるとともに、所属長に対し当該措置を講じた旨を知らせるものとする。

(報告)

第6条 所属長は、心身故障職員が前条の規定による命令に従わないときは、適格性を欠く職員等の分限処分に関する取扱要綱第6条の規定に基づき、人事課長に報告するものとする

(所属長の協力義務)

第7条 所属長は、心身故障職員がこの要綱の規定による医療機関等への受診又は産業医への面談を行うことに協力しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。